

介護老人保健施設エルダービレッジ入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設エルダービレッジ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し 退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居室において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員または他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

(要望または苦情等の申出)

- 第12条 利用者、身元引受人又利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、または、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

- この利用約款は、平成25年1月1日より施行する。
- この利用約款は、一部修正し、平成26年4月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、平成27年4月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、平成27年10月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、平成29年4月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、平成30年4月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、令和1年10月1日より施行する。
- この利用約款は一部修正し、令和3年4月1日より施行する
- この利用約款は一部修正し、令和4年10月1日より施行する
- この利用約款は一部修正し、令和6年4月1日より施行する
- この利用約款は一部修正し、令和6年6月1日より施行する
- この利用約款は一部修正し、令和6年8月1日より施行する

<別紙 1 >

介護老人保健施設エルダービレッジのご案内 (令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 エルダービレッジ
- ・開設年月日 平成25年1月1日
- ・所在地 神戸市西区櫛谷町福谷 882 番地
- ・電話番号 078-996-1200 (FAX番号 078-996-2660)
- ・管理者名 佐藤 容一
- ・介護保険事業所番号 (介護老人保健施設; 2855280083号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設エルダービレッジの運営方針]

① 人間尊重

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って介護保健施設サービスを提供します。そのために、心身の状態や家庭環境に合わせて、個別のサービス計画を立て、これを利用者及び身元引受人に分りやすく説明して、同意を得ます。

② 充実したケアサービス

介護保健施設サービス計画に基づいて、充実した看護、医学的管理下における介護及びリハビリテーションをいたします。具体的な内容は次頁(2. サービス内容)にあるとおりです。

③ 地域や家庭との結びつき

家庭的雰囲気のもとに看護、介護及び日常生活上のお世話等をしながら、市町村並びに地域の保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携を図ります。

また、在宅で自立した生活が送れるための一助として、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等を提供します。

(3) 施設の職員体制

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション含む)の担当職員を除いた員数です。

	人員		業務内容
・施設長	1人以上	(兼務可)	
・医師	1人以上		健康管理及び療養上の指導
・看護職員	10人以上		医師の指示による医療、サービス計画に基づく看護
・薬剤師	1人以上	(非常勤可)	調剤、薬剤の管理
・介護職員	30人以上		サービス計画に基づく介護
・支援相談員	2人以上	(兼務可)	相談援助サービス、市町村との連携、ボランティアの指導
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1人以上		リハビリプログラムの作成、機能訓練の実施、指導
・管理栄養士	1人以上		献立の作成、栄養指導
・介護支援専門員	1人以上		施設サービス計画の作成
・事務職員	3人以上		事務全般、
・リスクマネージャー	1人以上		リスクマネジメント

(4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 47名)

・療養室 個室 10室、2人室 1室、4人室 22室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

・朝食 8時00分～9時00分 ・昼食 12時00分～13時00分
・夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護(退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス(月2回実施します。)

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 さとうクリニック
 - ・住所 神戸市西区櫨谷町福谷882
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 檉林歯科
 - ・住所 明石市朝霧南町3丁目13-12

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会 午前9時～午後8時。面会簿にご記入願います。
(感染症対応等で制限を行うことがあります、詳細は別紙にてお知らせいたします)
- ・外出・外泊 届け出ていただき、医師の許可が要ります。
- ・喫煙 喫煙は決められた場所に限りませす。
- ・火気の取り扱い 禁止します。
- ・設備・備品の利用 所定の場所で、丁寧に取扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み 入所時に確認させていただきます。そして利用者ご自身で管理していただきます。
- ・金銭・貴重品の管理 責任を負いかねますので、所持しないでください。
- ・外泊時等の施設外での受診 外泊等を届け出るとき、ご相談下さい。
- ・ペットの持ち込み 持ち込んではいけません。
- ・面会者の携帯電話の使用について 施設内での通話は禁止します。施設外でお願い致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、時間外の面会（除く緊急時の面会）」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。(電話 078-996-1200)

また、玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

尚、内容に応じて下記の機関へのご相談もご利用して頂くことが出来ます。

【外部の苦情相談窓口】

- ・神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）
電話 078-322-6242
受付 8:45~12:00 13:00~17:30（平日）
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）
電話 078-332-5617
受付 8:45~17:15（平日）
- ・神戸市消費生活センター（契約に関する事など）
電話 078-371-1221
受付 9:00~17:00（平日）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金 (別表の施設利用料参照)

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び居室の類型によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

<要介護度>	<基本型 多床室(4人部屋)>		
	1割負担	2割負担	3割負担
・要介護1	836円	1,672円	2,508円
・要介護2	889円	1,777円	2,666円
・要介護3	957円	1,914円	2,871円
・要介護4	1,013円	2,026円	3,039円
・要介護5	1,067円	2,134円	3,200円

＜基本型 個室＞

	1割負担	2割負担	3割負担
・要介護1	756円	1,512円	2,268円
・要介護2	805円	1,609円	2,413円
・要介護3	873円	1,746円	2,619円
・要介護4	931円	1,862円	2,792円
・要介護5	983円	1,965円	2,947円

＜要介護度＞

＜在宅強化型 多床室＞

	1割負担	2割負担	3割負担
・要介護1	918円	1,836円	2,754円
・要介護2	999円	1,997円	2,995円
・要介護3	1,069円	2,138円	3,207円
・要介護4	1,130円	2,260円	3,390円
・要介護5	1,186円	2,372円	3,558円

＜在宅強化型 個室＞

	1割負担	2割負担	3割負担
・要介護1	831円	1,661円	2,492円
・要介護2	910円	1,820円	2,729円
・要介護3	979円	1,957円	2,935円
・要介護4	1,039円	2,077円	3,115円
・要介護5	1,097円	2,193円	3,289円

*在宅強化型とは、以下の要件を満たす施設を在宅復帰・在宅療養支援機能の充実した施設として基本サービス費を設定しています。

- ・在宅復帰・在宅療養支援等指標（①～⑩の項目を足した値）が60以上であること（①在宅復帰率②ベッド回転率③入所前後訪問指導割合④退所前後訪問指導割合⑤居宅サービスの実施数⑥リハ専門職の配置割合⑦支援相談員の配置割合⑧要介護4又は5の場合⑨喀痰吸引の実施割合⑩経管栄養の実施割合）
- ・入所者居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること
- ・入所者の退所後30日以内（要介護4・5については2週間）に、その居宅を訪問、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上（要介護4・5については2週間）継続する見込みであることを確認し、記録していること
- ・入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っている事
- ・地域に貢献する活動を行っていること
- ・少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること

（以下の文章で ①は1割負担 ②は2割負担 ③は3割負担を表します。）

*入所後30日間に限って、急性期病院からの入所時、①64円②127円③190円その他からの入所時、①32円②64円③95円が基本料金に加算されます。

- *夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合、1日につき
①26円 ②51円 ③76円が基本料金に加算されます。
- *入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、毎月評価を行い厚生労働省へ情報を提出した場合、①272円②544円③816円 その他の場合は①211円 ②422円 ③633円基本料金に加算されます。
- *認知症のご利用者で、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間(1週に3回限度)に集中的にリハビリテーションを行った場合は1か月に1回以上の評価と厚生労働省へ情報を提供した場合、①253円 ②506円 ③759円その他の場合、①127円②253円③380円が基本料金に加算されます。
- *リハビリテーションマネジメント計画書情報は、医師、理学療法士等が共同しリハビリテーション実施計画書を作成し、口腔衛生管理加算と栄養マネジメント強化加算を算定し、厚生労働省へ情報を提出している場合に①56円②112円③168円その他の場合に①35円②70円③105円基本料金に加算されます
- *認知症専門棟でケアを行った場合は、基本料金に①81円 ②161円 ③241円加算されます。
- *認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスの提供を行った場合、1日につき以下の料金が基本料金に加算されます。

(1) 認知症専門ケア加算 (I)	①4円	②7円	③10円
(2) 認知症専門ケア加算 (II)	①5円	②9円	③13円
- *認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応を行うために、専門の研修を受けた者がチームケアを実施している場合①159円②317円③475円
その他の場合は①127円②253円③380円基本料金に加算されます
- *認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となり緊急に入所した場合、入所した日から起算して7日を限度として①211円 ②422円 ③633円の料金が基本料金に加算されます。
- *若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定めニーズに応じたサービスを行った場合には、1日につき①127円 ②253円 ③380円が基本料金に加算されます。
- *歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に1月に①95円 ②190円 ③285円が加算されます。
 - ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと
 - ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと
 - ・歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること
 - ・入所者ごとの口腔衛生等の管理にかかる計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し必要な情報を活用していると①116円②232円③348円を加算する
- *入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、基本料金に①12円

② 23円 ③ 35円加算されます。

- * 栄養管理の基準を満たさない場合は1日① 15円② 30円③ 45円減算します
- * 腎臓病等の方で医師が処方箋で食事の指示を行う場合は療養食加算として基本料金に① 7円 ② 13円 ③ 19円加算されます。
- * 経管栄養の方で経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又言語聴覚士、又は看護職員が支援を行った場合、① 30円 ② 59円 ③ 89円加算されます。
- * 経口により食事を摂取され、かつ摂取機能障害を有し誤嚥が有する利用者ごとに医師或いは歯科医師の指示に基づき経口維持計画が作成され、管理栄養士が栄養管理を行った場合、経口維持加算Ⅰは① 422円 ② 844円 ③ 1,265円1か月につき加算されます。加算Ⅱは当施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、食事の観察や会議に医師や言語聴覚士が加わった場合経口維持加算Ⅰに加えて、① 106円 ② 211円 ③ 317円が加算されます。
- * 入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成し、施設へ再入所した場合かつ、栄養マネジメント加算を算定している場合に、1回に限り① 211円 ② 422円 ③ 633円が加算されます。
- * 特別食を必要とする又は低栄養と医師が判断した入所者に対して退所先の医療機関へ管理栄養に関する情報を提供した場合① 74円② 148円③ 222円を基本料金に加算されます
- * 継続的に入所者ごとの褥瘡管理をしており褥瘡の発生リスクのない場合は、1月に① 4円 ② 7円 ③ 10円加算 褥瘡の発生リスクのある場合で褥瘡がない場合に① 14円 ② 28円 ③ 42円加算されます。
- * 排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、多職種が排泄に介護を要する原因等について分析しそれに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6か月に評価を行い、厚生労働省に提出し、状態の改善・悪化しの状況により1月にⅠ① 11円 ② 21円 ③ 32円 Ⅱ① 16円② 32円 ③ 48円 Ⅲ① 21円② 42円③ 63円が加算されます
- * 外泊された場合は、外泊初日と最終日以外は基本料金に代えて① 382円 ② 763円 ③ 1,145円となります。(1ヶ月に6日限度)
- * 外泊時、介護老人保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合は、外泊初日と最終日以外は1か月に6日を限度として、1日につき① 844円 ② 1,687円③ 2,530円が加算されます。ただし、外泊時費用との併算定はできません。
- * 自立支援促進は、継続的に利用者の自立支援を行った場合に① 317円② 633円③ 949円を加算されます
- * 科学的介護推進体制は、継続的に利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態等基本的な情報を厚生労働省に提出するとⅠ① 43円② 85円③ 127円を加算 加えて疾病、内服の状態を提出するとⅡ① 64円② 127円③ 190

円が基本料金に加算されます

- *在宅復帰支援を積極的に行い、且つ一定割合以上の在宅復帰を実現している施設については、加算（Ⅰ）は、①54円 ②108円 ③162円が加算されます。
- *協力医療機関との連携体制構築の為、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行なった場合に①106円②211円③317円（令和7年からは①53円②106円③159円）それ以外の場合①6円②11円③16円を加算する
- *かかりつけ医連携調整は（Ⅰ）入所後1か月以内にかかりつけ医に処方内容を変更する可能性を説明し合意を得て退所時にかかりつけ医に情報提供を行う ①148円②295円③443円を加算する。施設において判断した場合は①74円②148円③222円（Ⅱ）は（Ⅰ）の情報を厚生労働省に提出していることで①253円②506円③759円を加算する（Ⅲ）は（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定しており6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治医が共同し、総合的に評価及び調整し、処方する内服薬を減少させることについて介護老人保健施設の医師と主治医が合意した内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させ、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合に①106円②211円③317円が基本料金に加算されます
- *緊急時に所定の緊急時対応を行った場合、月に3日を限度として①546円②1,092円 ③1,638円が加算されます。
- *肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全を発症した時、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に1日につき（Ⅰ）は①252円 ②504円 ③756円を又（Ⅱ）は ①506円 ②1,012円 ③1,518円が基本料金に加算されます。ただし、緊急時治療管理加算とは併用できません。
- *退所時等支援等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ・試行的退所時指導を行った場合①422円 ②844円 ③1,265円
 - ・退所時情報提供Ⅰの場合 ①527円 ②1,054円 ③1,581円
 - ・退所時情報提供Ⅱの場合 ①264円 ②527円 ③791円
 - ・入退所前連携加算Ⅰ ①633円 ②1,265円 ③1,898円
 - ・入退所前連携加算Ⅱ ①422円 ②844円 ③1,265円
 - ・訪問看護に指示書を交付の場合①317円 ②633円 ③949円
- *入所前後（入所前30日～入所後7日以内）に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に入所中に1回を限度として①475円 ②949円 ③1,423円が加算されます。前述に加え生活機能の具体的な改善目標定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は基本料金に①506円 ②1,012円 ③1,518円加算されます。（加算はいずれか一方）
- *ターミナルケアは、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき①76円②152円③228円死亡日以前4日以上30日以下については1日につき①169円 ②338円 ③506円死亡日以前2日または3日までについては1日につき①960円 ②1,919円③2,878円死亡日については①2,003円 ②4,006円 ③6,008円の料金が基本料

金に加算されます。

- *安全対策体制を整えている場合には① 2 1 円② 4 2 円③ 6 3 円が加算されます
安全対策が整っていない場合には① 6 円② 1 1 円③ 1 6 円を減算する
- *厚生労働大臣が定める基準に適合しているサービスを行った場合、以下の料金が基本料金に加算されます。
 - サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ① 2 4 円 ② 4 7 円 ③ 7 0 円
 - サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ① 1 9 円 ② 3 8 円 ③ 5 7 円
 - サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ① 7 円 ② 1 3 円 ③ 1 9 円
- *高齢者施設等で施設内で感染症が発生した場合医療機関と連携の上、一定の研修を受けている場合には① 1 1 円② 2 1 円③ 3 2 円 実地指導を受けた場合は① 6 円② 1 1 円③ 1 6 円を基本料金に加算されます
- *新興感染症に入所者が感染した場合、医療機関と適切に連携すると共に感染した入所者に対してサービスを行った場合① 2 5 3 円② 5 0 6 円③ 7 5 9 円を加算されます
- *介護現場における生産性の向上に資する取り組みでICTやテクノロジーの導入を一定以上行っている場合① 1 0 6 円② 2 1 1 円③ 3 1 7 円その他の場合には① 1 1 円② 2 1 円③ 3 2 円を基本料金に加算されます
- *介護職員処遇改善加算は介護職員の処遇改善に関する加算であり、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に7.5%を、（Ⅱ）は7.1%を又（Ⅲ）5.4%をかけた単位数を算定して出た金額を介護職員の給料に反映します。

(2) その他の料金

①食費（1日当たり） 1,980円*

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②居住費（療養室の利用費）（1日当たり）*

- ・従来型個室 1,728円
- ・多床室 560円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

- *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別表の施設利用料をご覧ください。

③特別な室料（1日当たり）

- ・個室 2,200円（消費税込み）

④理美容代 実費（2,000円～7,800円程度）

⑤その他特別な食事の費用等は、別表の施設利用料をご覧ください。

⑥日用教養娯楽費150円/日（内訳：日用品費130円教養娯楽費20円）

日用品：おしぼり（4枚程度）ハンドタオル（1枚程度）

バスタオル（入浴時に2枚程度）シャンプー等

教養娯楽費：レクリエーションの用具・園芸・月次行事等で使用する材料等

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までに
お支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引落の3方法があります。

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設エルダービレッジでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設エルダービレッジ入所利用同意書

介護老人保健施設エルダービレッジを入所利用するにあたり、介護老人保健施設エルダービレッジ入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

介護老人保健施設エルダービレッジ
管理者 佐藤 容一 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第10条3項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【日用教養娯楽費の希望の有無】 希望有りは「○」、希望無しは「×」を記載。

	日用品費の利用		教養娯楽費の利用
--	---------	--	----------

令和6年8月1日施行